

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		長野市					
プランの名称		長野市民病院中期経営健全化計画					
策 定 日		平成 21 年 2 月 17 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ～ 平成 23 年度					
病院の現状	病 院 名	長野市民病院					
	所 在 地	長野県長野市大字富竹1333番地1					
	病 床 数	400床(一般病床)					
	診 療 科 目	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、歯科、歯科口腔外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注) 詳細は、「長野市民病院中期健全化計画」10ページ参照		<p>当病院は、長野市北部地域における中核病院として、地域の医療機関等との機能分担や円滑な連携に配慮しながら、急性期疾患を対象とした良質で安全な医療を継続的に提供することにより、市民の健康増進に寄与する役割を担っている。</p> <p>特に、3大生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患)に対する高度先端医療を重点医療に位置付け取り組むとともに、市北部地域の救急医療の拠点として24時間365日救急患者に対応するなど、コスト高のため採算をとることが困難である政策的医療を提供することが公立病院である当病院の責務である。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注) 詳細は、「長野市民病院中期健全化計画」17～18ページ参照		<p>地方公営企業法に基づく繰出基準に掲げられた救急医療、高度医療等の政策的医療の実施にあたり、これに伴う収入をもって充てることができないと認められる額及び指定管理者制度により病院を運営する上で、政策的に負担すべき経費として当市が定めた額については、その算定根拠を明確にし、一般会計が負担することとする。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	94.2	91.6	91.8	93.4	96.4	
	職員給与対医業収益比率(%)	51.1	55.9	55.1	54.2	52.2	
	病床利用率(%)	86.9	69.2	75.3	79.1	81.2	病床数は、19年度までは300床、20年度以降は400床である。
	医業収支比率(%)	87.0	82.8	85.1	87.8	91.6	
	平均入院単価(円)	46,878	48,198	49,000	50,000	52,000	
	平均外来単価(円)	11,769	12,196	12,833	13,500	14,000	
	平均在院日数(日)	12.7	12.2	12.2	12.2	12.2	
	上記目標数値設定の考え方	<p>計画期間中の黒字化は、未達成となる見込みであるが、患者数の増加等により計画開始年度から5年度目、平成25年度の経常黒字化を目標とする。 任意項目は、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成25年度)</p>					

				団体名 (病院名)	長野市(長野市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
救急患者数(人)		6,465	12,424	16,000	16,000	16,000	
認定・専門資格者数(人)		66	73	75	75	75	
紹介率(%)		45.1	48.0	60.0	62.0	64.0	地域医療支援病院紹介率の計算による
逆紹介率(%)		33.3	42.0	50.0	52.0	54.0	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	病院を開設した平成7年6月から平成17年度までは、経営の効率化・民間活力の導入を目的として、当市の出資法人である財団法人長野市保健医療公社に病院の管理を委託しており、自治体病院としては、民間的経営手法を取り入れた先駆的な事例であった。平成18年度からは、地方自治法の一部改正に伴い指定管理者制度(代行制)へ移行し現在に至っている。指定管理者は、従前の管理受託者と同じ財団法人長野市保健医療公社である。				
		事業規模・形態の見直し	○ 事業規模の見直し 当病院の平成15年度の病床利用率は、98.6パーセント(一般300床)であり、日々満床に近い状態であったことから100床の増床を計画した。平成15年度に始まったこの増床事業は、5年の事業期間を経て平成20年度2月に完了し、現在は、一般病床400床規模の病院として運営しているところである。 したがって、当病院の課題は、事業規模の見直しによる経営の効率化というよりはむしろ、拡張した施設の有効活用による病院経営の健全化にあると考えられる。				
		経費削減・抑制対策	○ 診療材料費については、後発医薬品の適用拡大及び材料の定数・品目の見直し等を実施(年間削減目標 5,000万円) ○ 光熱水費については、発電機の細やかな運転調整等を実施(年間削減目標 500万円) ○ 委託料については、業務内容及び業者の管理体制の見直しを実施(年間削減目標 5,000万円) ○ 諸経費については、職場単位での経費節減意識の徹底を図る(年間削減目標 1,000万円)				
		収入増加・確保対策	○ 患者数の増 (1) 救急医療の拡充に伴う新入院患者数の増 ○ 診療単価の増 (1) 重症救急患者、専門医療を必要とする紹介患者の増 (2) 機能強化による地域医療支援病院の取得 (3) 外来による化学療法及び放射線治療等の充実				
		その他	○ DPC(診断群分類別包括評価)の最適な運用のため、ベンチマーク分析及びクリニカルパスの見直しを随時実施 ○ 人間ドックにおける受入人数の増員の検討(現状で1日22人を受け入れており、施設規模としては最大30人の受入れが可能である。)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	91.8%(300床)	18年度	87.7%(300床)	19年度	86.9%(300床)
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	クリニカルパス(治療計画)の適用拡大に伴い在院日数が短縮(平均在院日数 17年度 14.4日、18年度 13.6日、19年度 12.7日)し、病床利用率は低下する傾向にあるが、実患者数は増加(延べ新入院患者数 17年度 6,531人、18年度 6,582人、19年度 6,893人)していることから、計画最終年度(23年度)の病床利用率は、81.2%(平均在院日数12.2日)を見込み、経常黒字達成の目標年度である25年度は87.2%(平均在院日数12.2日)を目指す計画である。					

団体名 (病院名)	長野市(長野市民病院)
--------------	-------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する長野保健医療圏には、3つの公立病院(県立須坂病院 338床、飯綱行政組合飯綱病院 161床、信越病院 106床)のほか、5つの公的病院(長野赤十字病院 700床、国立病院機構東長野病院 223床、厚生連篠ノ井総合病院 433床、厚生連長野松代病院 425床(付属病院の60床を含む)、厚生連新町病院 106床)が開設されている。			
	都道府県医療計画等における今後の方向性	長野県が平成20年3月に策定した「第5次長野県保健医療計画」は、疾病、医療事業ごとに医療機関の機能分担と連携体制の構築を進め、地域における医療提供体制の構築の推進を掲げている。 また、公立病院の再編・ネットワーク化については、必要に応じ公立病院を有する市町村とともに検討する旨が明記されている。			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度までに結論をとりまとめる予定	<内容> 平成19年度に策定された長野県の保健医療計画では、公立病院を含む病院の再編・ネットワーク化計画(以下、「計画」とする。)について「必要に応じ検討する」と明記されているが、現在のところ同じ保健医療圏域にある他医療機関に具体的な動きがないことから、計画策定に向けた協議、検討体制等については、現在のところ白紙の状態である。 したがって、圏域の医療需要の推移と県及び関係医療機関の今後の動向を見つつ、平成25年度までに結論を取りまとめることとした。		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 現行経営形態(指定管理者制度)の継続	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	本改革プランの進捗状況を既に設置されている「長野市民病院経営委員会」に報告するとともに公表する。			
	点検・評価の時期 (毎年〇月頃等)	決算事務終了後(毎年7月ころを目途に実施)			
その他特記事項		本文中の「長野市民病院経営委員会」は、市民病院が担うべき役割及び経営の健全化等について検討するため平成18年12月に設置された外部委員を中心とする組織である。 本改革プランは、平成21年2月の委員会からの提言(最終報告)をベースに策定したものである。			

(別紙)

団体名 (病院名)	長野市(長野市民病院)
--------------	-------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	7,150	7,478	8,124	8,802	9,434	9,982
	(1) 料 金 収 入	7,028	7,347	7,902	8,527	9,159	9,708
	(2) そ の 他	122	131	222	275	275	274
	うち他会計負担金	122	131	222	275	275	274
	2. 医 業 外 収 益	1,420	1,047	1,321	1,142	1,038	964
	(1) 他会計負担金・補助金	864	891	1,234	1,034	956	877
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金						
	(3) そ の 他	556	156	87	108	82	87
	経 常 収 益 (A)	8,570	8,525	9,445	9,944	10,472	10,946
	支 出	1. 医 業 費 用 b	8,158	8,593	9,816	10,341	10,748
(1) 職 員 給 与 費 c		3,469	3,819	4,544	4,850	5,110	5,214
(2) 材 料 費		2,115	2,282	2,429	2,634	2,720	2,833
(3) 経 費		1,527	1,784	1,898	1,910	1,946	1,949
(4) 減 価 償 却 費		477	573	841	850	902	830
(5) そ の 他		570	135	104	97	70	70
2. 医 業 外 費 用		399	455	498	489	467	454
(1) 支 払 利 息		391	441	472	458	445	432
(2) そ の 他		8	14	26	31	22	22
経 常 費 用 (B)		8,557	9,048	10,314	10,830	11,215	11,350
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	13	▲ 523	▲ 869	▲ 886	▲ 743	▲ 404	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)	13	▲ 523	▲ 869	▲ 886	▲ 743	▲ 404	
累 積 欠 損 金 (G)	▲ 269	▲ 792	▲ 1,661	▲ 2,547	▲ 3,290	▲ 3,694	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	6,801	3,642	2,783	2,670	2,823	2,960
	流 動 負 債 (イ)	3,196	852	954	1,009	1,029	1,049
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務 (オ) [(イ)-(エ)]-(ア)-(ウ)	▲ 3,605	▲ 2,790	▲ 1,829	▲ 1,661	▲ 1,794	▲ 1,911
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	▲ 298	815	961	168	▲ 133	▲ 117	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.2	94.2	91.6	91.8	93.4	96.4	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲ 50.4	▲ 37.3	▲ 22.5	▲ 18.9	▲ 19.0	▲ 19.1	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	87.6	87.0	82.8	85.1	87.8	91.6	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	48.5	51.1	55.9	55.1	54.2	52.2	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)	▲ 3,605	▲ 2,790	▲ 1,829	▲ 1,661	▲ 1,794	▲ 1,911	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	▲ 50.4	▲ 37.3	▲ 22.5	▲ 18.9	▲ 19.0	▲ 19.1	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	—	—	—	—	—	—	
病 床 利 用 率	87.7	86.9	71.7	75.3	79.1	81.2	

(※) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

団体名 (病院名)	長野市(長野市民病院)
--------------	-------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	3,359	2,520	0	300	300	300
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	213	287	423	550	543	837
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	8	0	140	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
	収入計(a)	3,580	2,807	563	850	843	1,137
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c)(A)	3,580	2,807	563	850	843	1,137	
支 出	1. 建設改良費	3,474	3,233	984	302	302	302
	2. 企業債償還金	320	462	533	701	589	1,165
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	支出計(B)	3,794	3,695	1,517	1,003	891	1,467
差引不足額(B)-(A)(C)		214	888	954	153	48	330
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	197	878	952	152	47	329
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	17	10	2	1	1	1
計(D)	214	888	954	153	48	330	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額(E)-(F)		0	0	0	0	0	0

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(268,013) 986,126	(203,294) 1,021,875	(477,947) 1,455,679	(217,421) 1,308,562	(213,734) 1,230,301	(209,929) 1,151,576
資本的収支	(0) 213,265	(0) 286,606	(0) 423,333	(0) 550,291	(0) 543,274	(0) 837,285
合計	(268,013) 1,199,391	(203,294) 1,308,481	(477,947) 1,879,012	(217,421) 1,858,853	(213,734) 1,773,575	(209,929) 1,988,861

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。